

見なし輸出規制における「外国」と「特定国」

1. 今頃気づいた問題

政府による意見募集が終わって1か月も経っており、しかも本質的問題でもないのですが、ちょっと気づいたことを記します。もしかしたら他の方が既にパブリックコメントの形で問題提起済かもしれませんが。

下記…《役務通達》改正案の一節…を見てどう思うかという話です。

1 (3) 用語の解釈サ (抜粋)

なお、次の①から③まで(以下「特定類型」という。)に掲げる居住者(自然人に限る。)に対して技術を提供する取引(以下「特定取引」という。)は、特定国の非居住者に対して技術を提供することを内容とする取引とする。また、次に掲げる居住者に該当するかの確認は、別紙1-3にガイドラインを示す。

- ① 外国法令に基づいて設立された法人その他の団体(以下「外国法人等」という。)又は外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行並びに外国の政党その他の政治団体(以下「外国政府等」という。)との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該外国法人等若しくは当該外国政府等の指揮命令に服する又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して善管注意義務を負う者(中略)
- ② 外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益(金銭換算する場合に当該者の年間所得のうち25%以上を占める金銭その他の利益をいう。)を得ている者又は得ることを約している者
- ③ 本邦における行動に関し外国政府等の指示又は依頼を受ける者

2. まずは読解

下線部は、「特定取引」は「特定国の非居住者への提供取引」であるから規制対象とする旨を述べています。

ここでいう「特定取引」は、「特定類型」居住者への技術提供取引を意味します。

そして「特定類型」は①～③で述べられています。かいつまんでいうとこんな感じでしょうか。

- ①' 「外国法人等」や「外国政府等」と契約関係にある人
- ②' 「外国政府等」から重大な利益を得ている or 得る約束をしている人
- ③' 「外国政府等」から指示・依頼を受けている人

ここで注目いただきたいのが①'～③'いずれも「特定国」ではなく「外国」をキーにしていることです。

さらにかいつまんで言い換えると

「外国」の法人・政府などの影響力が及ぶ居住者を「特定国」の非居住者と見なすわけです。

3. それで何か問題があるのか？

そう思われる方も多いことでしょう。「外国」でも「特定国」でも同じようなものじゃないか。なぜなら《外為法》25条1項でいう「特定の外国」（「特定国」）とは「外国」のことなんですよ？

たとえば『超訳 外為法』（CISTEC 2010年）でもこう述べています。

（日本から外国に向けての技術提供）

第11 特定技術（国際輸出管理レジームで規制が決まった政省令で定めるもの）を日本から外国に向けて提供するときは、誰であっても、次の許可の申請をすること。

- 一 提供する相手が決まっているときは、法第25条第1項の許可。
- 二 提供する相手が決まっていないときは、法第25条第3項の許可。その場合、相手が決まったときに、法第25条第1項の許可もとること。

2 自分で使うものであれば、許可不要。

この「超訳」では「特定国」を「外国」と読み替えているわけです。

でも本当にそれで大丈夫なののでしょうか？ 具体的な例で考えてみましょう。

主人公は、米国 NASA と日本の大学で兼任で働く米国人研究者。この人は外国政府機関 (NASA) と雇用契約を結んでいる「特定類型①」の居住者です。全収入の25%程度は NASA から貰って貰っているから「特定類型②」の居住者でもあります。

この人に、大学の日本人研究者が技術を提供する場面を想像して下さい。

リスト規制技術を提供するのは、もちろん規制対象です。外為令別表1～15項では、「すべての外国」が規制対象地域に指定されている、つまり「特定国」ですから。

問題はリスト規制非該当の16項技術を提供する場面です。16項における「特定国」は「グループAに属さぬ全ての国」です。ご存知の通り、米国はこれに含まれていません。ところが「この人を特定国の非居住者と見なす」以上、キャッチオール規制の対象に含めることにはなるのではないのでしょうか？ もしその技術情報がロケット開発につながるものであったら、その提供行為は《核兵器等開発等省令》一号に該当する可能性は無視できないでしょう。

そしてそのとき申請するのは「米国向けキャッチオール規制の許可」となるのでしょうかね。シュールだなあ。

でもおかしいですよ。米国に直接送るときには規制外（16項技術だから）なのに、研究者氏に渡すときに規制されるなんて。

4. ではどうする？

答えは簡単です。改正案から下記の通り数文字削除すれば問題は解決します。

1 (3) 用語の解釈サ (抜粋)

なお、次の①から③まで（以下「特定類型」という。）に掲げる居住者（自然人に限る。）に対して技術を提供する取引（以下「特定取引」という。）は、特定国の非居住者に対して技術を提供することを内容とする取引とする。

「特定類型」の定義を、「外国」から「特定の外国」に変更するというアイデアも考えられるところですが、それはダメだろうと思います。

なぜなら「特定国」とか「特定の外国」は、その規制項番の中（具体的には規制リストの下欄）に固有の概念だからです。「1～15項における特定国」は「外国全般」を指しますが、「16項における特定国」は「グループB・C・Dに属する国全般」を指しています。同じ人間が「特定類型」者であったりなかったりしてしまうわけですから、このアイデアは使えません。